

## 水道設備工事の最低制限価格等の算定式における各費目の取扱いについて

さいたま市水道局では、水道設備工事の最低制限価格等（最低制限価格（※1）、調査基準価格及び失格基準（※2））の算定式における費目について、次の通り取扱いますのでお知らせします。

水道設備工事（下水道用設計標準歩掛表）			
直接工事費	機器費	直接工事費	
共通仮設費	共通仮設費		
現場管理費	現場管理費	据付間接費	設計技術費
一般管理費等	一般管理費等		

上記の改正は、令和4年4月1日以降に告示又は指名する案件から適用します。

※1 さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱

※2 さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱

### 要綱について

さいたま市水道局業務部管財課契約係

電話 048-714-3080

### 設備工事における取扱いについて

さいたま市水道局給水部配水課電機係

電話 048-714-3114